

証券コード 6993

株 主 各 位

2024年6月10日

東京都港区港南四丁目1番8号

大黒屋ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小川 浩平

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daikokuyajp.com>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」をご選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6993/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大黒屋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6993」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができまので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、46頁記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8F
AP品川 Aルーム
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内
函」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
決議事項
議案
(1) 第115期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第115期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎株主総会にご出席いただく場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部ではありません。

事業報告

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、長期化するウクライナ情勢やガザ地区での紛争といった地政学リスクの高まりによる資源価格の高騰や世界的な金融引き締め等による景気の下振れリスクに加え、中国経済は不良債権問題を抱えており、不透明な状態が続いております。わが国経済は、新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）感染症の5類への位置づけ変更による行動制限の解除と入国制限が撤廃されたことに伴うインバウンド需要の回復により、経済活動の正常化が進みました。また、賃金の上昇や日経平均はバブル期を超え4万円に達するなどプラスの状況も見られた一方で、国内における人件費増加や急激な円安の進行で物価高が進み、実質賃金は23ヶ月連続でマイナスになるなど厳しい景気の状況は続いているところです。

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は、社会全体にあっては、持続可能な世界を目指すSDGs推進によるリユース意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれております。また、一昨年10月11日より渡航制限が撤廃されたことに伴うインバウンド復活もあり、買取・販売の増加が始まりつつあります。

当社グループでは、買取・販売の増加が見込まれることに伴い、今後の新たな収益機会に備えた体制を整え、攻めの経営に転じて参りました。しかしながら、他国のインバウンド客の増加と異なり、これまでの訪日外国人の大層を占めていた中国人観光客については、中国経済の不動産不況等に伴う不振により、主力の中国人訪日客数が予想より回復せず、また、店舗の買取も予想より下回ったため在庫量の増も厳しい状況であり、更に、消費税免税取引に問題があったということで税務調査で指摘を受け、消費税等を追納することといたしました。

そのような厳しい状況でございましたが、昨年11月30日付で、当社連結子会社である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）は、LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」という。）との間で業務提携（以下「本業務提携」という。）契約を締結し、その共同施策として、「LINE」上で中古ブランド品を買取り、「おてがるブランド買取(仮称)」の名称で「Yahoo!オークション」に出品し、落札結果に応じてお客様に還元する新サービスの概念実証（POC）の取組を開始することといたしております。当連結会計年度はLINEヤフーとの慎重な協議調整を行い、次期の概念実証に向けて着実に歩みを進めてきたところです。この新たな資金需要に対して、当社では直接金融として昨年11月30日に第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集により総額約21億円の調達を決議しました。更に、大黒屋においては、昨年10月23日に銀行団との間で長期運転資金と

して46億円の融資（借替え）を受けました。今後、新株予約権の行使が進み資金が大黒屋に還元されること及びその他ファイナンスの実施等により、落ち込んだ在庫水準をコロナ前の水準に戻すことに努めていきます。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高及び利益は、前連結会計年度と比較し在庫水準が低いことから売上及び利益は減少するも、大阪の店舗を中心に粗利率の高い商品の在庫回転期間が縮小したことで売上総利益率は29.8%と前年同期比で1.8%改善となりました。

（売上高）

当社グループの当連結会計年度の売上高は、10,967百万円（前年同期比1,480百万円減、同11.9%減）となりました。その主な要因は以下の通りであります。

まず、当社グループの根幹会社である大黒屋において、当連結事業年度の売上高は10,671百万円（前年同期比1,492百万円減、同12.3%減）となりました。

この減少要因は、これまでの訪日外交人の大層を占めていた中国人観光客について当初予想されていた中国当局によるツアー渡航制限が昨年8月10日まで解禁されなかったことやその後の不動産不況等に伴う中国経済の不振により訪日客数が回復しなかったことから、2023年は2019年に比してまだ75%減の状況であり売上回復につながりませんでした。また、コロナ下においてリスク回避のために在庫水準を最低水準としたことやファイナンスの約定弁済に伴う運転資金の減少等により、在庫水準がコロナ前の水準と比べ約23億円減少（35億円規模、現在12億円規模）したことによるものです。

売上の内訳は、リアル店舗全体での売上高（リアル店舗による販売のこと：以下「リアル」という。）は減少し、リアル5,827百万円（前年同期比53百万円減、同0.9%減）となり、本部商品売上高（古物業者市場等への販売のこと）は、2,483百万円（前年同期比948百万円減、同27.6%減）となりました。

また、ネット店舗商品売上高（インターネットによる店舗販売のこと：以下「ネット」という。）においては広告効率の改善などの継続的なEC販売の強化活動を展開したものの、在庫水準の低下により1,335百万円（前年同期比517百万円減、同27.9%減）となりました。

併営する質料収入においては、質屋事業が庶民金融として生活に定着していることから、順調に推移し質料（貸付金利息）は880百万円（前年同期比34百万円増、同4.0%増）となりました。なお、質草預りに伴う営業貸付金残高(2,108百万円)は、ほぼ横ばいで推移しており今後も質料アップが期待されます。

更に、越境関連としましては、越境EC、ライブショッピング等の売上が374百万円（前年同期比446百万円減）と減少しています。なお、2021年7月より開始したChrono24は255百万円と順調に推移しております。

(利益)

当社グループ営業損失は143百万円（前年同期比268百万円減）となりましたが、その主な要因は以下の通りであります。

まず、大黒屋において売上総利益は3,163百万円（前年同期比218百万円減、同6.5%減）となりました。この要因は店舗商品売上総利益（リアル）が1,348百万円（前年同期比6百万円の増加、同0.4%増）、店舗商品売上総利益（ネット）は316百万円（前年同期比95百万円減、同23.2%減）となり、本部商品売上高の売上総利益は578百万円（前年同期比176百万円減、同23.3%減）となりました。大黒屋全体の売上総利益率は29.6%（前期比1.8%の改善）と改善しており、その要因は、入国者数上限撤廃によるインバウンド回復見込み等に伴い、買取価格及び販売価格を見直したためです。また質料（貸付金利息）は880百万円（前年同期比34百万円増、同4.0%増）となりました。なお、質料収入はそのすべてが売上総利益となります。

大黒屋の販売費及び一般管理費につきましては、ポスト・コロナを見据え費用対効果の観点から広告宣伝効率を改善しながら広告投資を積極的に行った結果、2,937百万円（前年同期比64百万円増、同2.2%増）となりました。なお、大黒屋では、のれんを計上しているため、当連結会計年度の償却費541百万円を販売費及び一般管理費に含めておりますが、連結決算においては、のれん償却費を消去するため、当該金額を控除した金額で記載しております。

以上の結果、大黒屋の営業利益は226百万円（前年同期比282百万円減）となりました。

一方、連結決算では上記の通り大黒屋ののれん償却費が相殺されることにより143百万円の営業損失（前年同期比268百万円悪化）となりました。当社グループの経常損失は、446百万円（前年同期比410百万円悪化）となりました。これは上記営業利益の減少と融資の借替えに伴う手数料の増加によるものです。

東京国税局（以下「当局」といいます。）から令和4年3月期及び令和5年3月期における輸出免税取引に係る消費税等の取扱いについて指摘を受け、修正申告書を提出することとなり、当該修正申告に係る加算税等を特別損失として55百万円計上しております。

以上の結果、当社グループの税金等調整前当期純損失につきましては552百万円（前年同期比482百万円悪化）となりました。

また、当局から上記の指摘を受け、過年度決算を修正し過年度の売上高を減額したことにより、法人税が還付されるため、法人税等還付税額として48百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は539百万円（前年同期比260百万円悪化）となりました。

なお、大黒屋において企業評価指標の一つであるEBITDAは、売上総利益率の改善はしたものの、営業利益の減少により272百万円（前年同期比290百万円の減）となりました。

以上の通り、当連結会計年度において減収減益決算となりました。

セグメント別の業績の状況につきましては以下の通りであります。

イ. 質屋、古物売買業

当連結会計年度における質屋、古物売買業の売上高及び営業利益は、それぞれ10,671百万円（前年同期比1,498百万円の減、同12.3%減）、192百万円（前年同期比265百万円の減、同57.9%減）となりました。

その主な要因につきましては、業績の概況にて記載しましたように、大黒屋における在庫水準の低下によるもので、売上高及び営業利益は減少しております。

ロ. 電機事業

当連結会計年度における電機事業の売上高及び営業利益は、それぞれ295百万円（前年同期比17百万円の増、同6.5%増）、77百万円（前年同期比14百万円の増、同22.7%増）となりました。

電機事業においては、今もなお電機業界全体において設備投資の抑制が続いていることもあり、最終ユーザーによる設備の新設工事や点検工事などは年々減少しているのが実情であります。また、資材（原材料）価格の上昇や後継者不足による小規模下請け業者の廃業など、より一層厳しい環境が続いており、当社の電機事業にも大きな影響を与えています。

このような状況の下、当社電機事業部門におきましては、適正な利益を確保するため常に販売価格の見直しを行うとともに、製造原価の上昇を抑えるべく仕入先の転換（新規仕入先の拡充等）、現行取引ユーザーとの協力体制の拡充等、さまざまな手法をとって利益率の確保を目指し改善を行っております。

今後の見通し

当社グループの次期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の見通しにつきましては次の通りです。

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売することにより限界収益の極大化を図ることにあります。その中において、中古ブランド品の流通は越境ECをはじめ全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。

かかる状況下、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開することにより、一般顧客より高く買取り、その都度市場状況を判断し、在庫リスクを極小化しつつ、在庫回転率を最大化することで商品リスクを回避して顧客に商品を提供してきております。更に不況期に強い安定的な収入が期待できる質屋業を併営しており、併設している質料収入及び上記適正在庫管理、収益管理に努めております。

次期におきましては、中国訪日客数について中国経済不況の影響はありますが、日本の円安状況が生じており、他国も含めてインバウンド客数は増加すると考えており、中国以外の訪日客も含めて、大黒屋の利用を促すよう努めて参ります。また、この状況を踏まえながら、資金調達に努め、在庫量の増を図って参ります。

大黒屋とLINEヤフーが締結した本業務提携に基づく共同施策を開始することを予定しております。これは、「おてがるブランド買取（仮称）」の名称で、LINEヤフー社が運営する「LINE」上で中古ブランド品を買取り、「Yahoo!オークション」に出品し、落札結果に応じてお客様に還元する新サービスの概念実証をするものです。この新サービスは、大黒屋がこれまで培ってきた中古ブランド品買取販売のノウハウ、AI技術に基づく画像鑑定技術、ダイナミックプライシングのノウハウ、AI技術による機械学習を活用した自然言語処理に基づくチャットボット、並びに、AI技術に基づくe-commerceのグローバルなデータベース及び在庫連動システムなどを活用して開発したシステムです。このシステムにより、AIによる即時査定が可能となり、チャットボットによる自然なやり取りで、簡易査定から買取申込みまでLINE上だけで完結するようになります。このLINEを通して大黒屋が買取ったブランド品等については、「Yahoo!オークション」に出品され、高額落札された場合には、落札額に応じた一定割合をお客様に還元します。多くの国民になじみの深い「LINE」と「Yahoo!オークション」のプラットフォームに載せることにより、中古ブランド品等の買取に対する抵抗感を和らげて、広範な国民に対する行動変容を促すことが期待されます。もっとも、現在は概念実証の段階にとどまることから、現時点において、次期業績への影響は軽微と見込んでおります。

また、PRで公表した「当社連結子会社の株式会社大黒屋におけるLINEアプリを活用した買取サービス提供開始のお知らせ」のとおり、大黒屋では、この大黒屋が開発したAI買取査定サービス「おたからAI」を、今後他の店舗やECを有する提携企業に拡大していくことを通じて、大黒屋の買取窓口の多角化につながり、当社グループの中長期的な企業価値の更なる向上に資するものと考えておりますが、次期業績に与える影響については軽微であります。

また、当社グループでは新たな成長戦略の一環として、オンライン事業拡大方針の下、EC事業を強化して参りました。社会全体のSDGs推進によるリユースへの意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれる中で、当社がグループをあげて継続的かつ積極的に取り組んでおります。(a)顧客にわかりやすいECサイトの開発、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善活動を一層進めて参ります。

更に、買取販売事業の業務効率化及び顧客利便性向上のため、AIを駆使したデータベース分析に基づき、オンラインによる(a)グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、(b)商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、(c)真贋鑑定の強化を推し進めて参ります。

以上の状況を踏まえ、次期の令和7年3月期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）は次の通り見込んでおります。

令和7年3月期連結業績見通し（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
〔連結〕（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常損益	親会社株主に帰属する 当期純損益
第2四半期	5,775	50	△63	△164
当連結会計年度通期	15,887	648	395	11

本資料に掲載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、売上高が減少し、経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、今後、おたからAIを活用した他業種提携企業との共同施策を開始すること、昨年11月30日に決議した第三者割当による新株予約権の行使が進む見込みであること、更に主要銀行から継続的な支援をいただいていることから、資金繰りには問題なく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、87百万円であり、これは主に、子会社である大黒屋の吉祥寺パルコ店、仙台パルコ店及び船橋店に係る設備投資資金であります。

③資金調達の状況

当社は令和5年12月に運転資金調達を目的として、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(100百万円)及び第20回新株予約権(6百万円)の発行による資金調達を実施しております。また、第20回新株予約権の一部行使が行われ、168百万円の資金調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第112期 (令和3年3月期)	第113期 (令和4年3月期)	第114期 (令和5年3月期)	第115期 当連結会計年度 (令和6年3月期)
売上高(百万円)	12,606	17,195	12,447	10,967
経常損失(△)(百万円)	△712	△283	△35	△446
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△716	△462	△279	△539
1株当たり当期純損失(△)(円)	△6.13	△3.95	△2.39	△4.60
総資産(百万円)	8,107	7,363	6,705	6,518
純資産(百万円)	1,769	1,289	1,034	635
1株当たり純資産額(円)	10.00	5.85	3.44	△0.02

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
なお、過年度決算における会計処理の誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。第113期及び第114期における数値は、訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第112期 (令和3年3月期)	第113期 (令和4年3月期)	第114期 (令和5年3月期)	第115期 (当事業年度) (令和6年3月期)
売上高(百万円)	287	277	277	295
経常損失(△)(百万円)	△469	△499	△542	△561
当期純損失(△)(百万円)	△561	△519	△597	△576
1株当たり当期純損失(△)(円)	△4.80	△4.44	△5.10	△4.92
総資産(百万円)	8,693	8,767	8,833	8,865
純資産(百万円)	1,551	1,031	434	33
1株当たり純資産額(円)	13.05	8.61	3.50	0.01

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	100% (100%)	投資業及び有価証券投資
大黒屋グローバルホールディング株式会社	6,757	91.3% (17.4%)	持株会社
株式会社大黒屋	318	91.3% (91.3%)	質屋、古物売買業
AU 79 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
AG 47 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
CHANNTRY COLLECTIONS LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
ラックスワイズ株式会社	0	100%	中古品及び新品の衣料品等の受託販売
上海黛庫商業有限公司	50	100%	古物売買業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社10社であります。

2. 議決権比率の()内の数値は、間接所有による議決権比率で、内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売する事により限界収益の極大化を図ることにあります。その中において、中古ブランド品の流通は越境ECを始め全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。

かかる状況下、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する事により、一般顧客より高く買取り、その都度市場状況を判断し、在庫リスクを極小化しつつ、在庫回転率を最大化する事で商品リスクを回避して顧客に商品を提供してきております。更に不況期に強い安定的な収入が期待できる質屋業を併営しており、併設している質料収入及び上記適正在庫管理、収益管理に努めております。

一方、当連結会計年度に転じますと、長期化するウクライナ情勢やガザ地区での紛争といった地政学リスクの高まりによる資源価格の高騰や世界的な金融引き締め等による景気の下振れリスクに加え、中国経済は不良債権問題を抱えており、不透明な状態が続いております。わが国経済は、新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）感染症の5類への位置づけ変更による行動制限の解除と入国制限が撤廃されたことに伴うインバウンド需要の回復により、経済活動の正常化が進みました。また、賃金の上昇や日経平均はバブル期を超え4万円に達するなどプラスの状況も見られた一方で、国内における人件費増加や急激な円安の進行で物価高が進み、実質賃金は23ヶ月連続でマイナスになるなど厳しい景気の状態は続いているところです。

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は社会全体にあっては、持続可能な世界を目指すSDGs推進によるリユース意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれます。また、一昨年10月11日より渡航制限が撤廃された事に伴うインバウンド復活もあり、更なる訪日外国人の拡大や国内コロナ施策解除に基づく、買取・販売の増加がまもなく起きる事も期待される事から今後の新たな収益機会に備えた体制を整え、攻めの経営に転じて参ります。

このような環境の中、今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

① オンライン買取販売事業の強化

当社グループでは新たな成長戦略の一環として、オンライン事業拡大方

針の下、EC事業を強化して参りました。社会全体のSDGs推進によるリユースへの意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれる中で、当社がグループをあげて継続的且つ積極的に取り組んでおります、(a)顧客にわかりやすいECサイトの開発、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善活動を一層進めて参ります。当社グループでは、ECにおける買取販売事業を更に強化するため、システムにより情報を一元管理する事により店舗及びEC上の顧客を一元管理する事により顧客ニーズにあった商品やサービスの提供及び業務効率化のシステムを再構築するため令和2年11月にECサイトを一新しました。今後は同社のシステムをベースとした、グローバル化の一環として英語及び中国語による買取販売を更に強化して参ります。

また、買取販売事業の業務効率化及び顧客利便性向上のため、AIを駆使したデータベース分析に基づき、オンラインによる(a)グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、(b)商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、(c)真贋鑑定の強化を推し進めて参ります。

大黒屋では、同社の強みである機械学習に基づくAI技術を基盤として、オンライン上のやり取りで完結する真贋鑑定・査定機能をチャット上で提供し、従前より蓄積されてきた50万点以上の商品学習データを活用し、画像認識AIと連携することで、チャットで画像を送るだけで、AI鑑定士が約15秒で即時査定し、顧客に告知する機能を開発しており、同社では世界に向けて遜色のないAI鑑定・査定技術及びグローバルダイナミックプライシングの技術を確立、発信していく予定です。

② 質屋事業の強化

令和2年4月に発せられた第1回目の緊急事態宣言時に庶民金融である質屋業が個人の逼迫した資金ニーズを賄うものとして改めて再認識されました。かかる状況下大黒屋では創業以来76年で培った「質の大黒屋」としてのノウハウを活用して、顧客ニーズに応えるべく値付・真贋のできる店舗スタッフを育成・強化するとともに、来店出来ない顧客には訪問質預りで対応する等顧客の要望に応じて参りました。質屋業界最大手として今後も更に一層庶民金融の一翼を担って参ります。

③ 相場変動への適時対応、適正価格での在庫保有

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境はCOVID-19下のリベンジ消費、物価高や急激な円安に伴い高級ブランド品価格がウクライナ危機前まで上昇しましたが、その後米国の金利引き上げもあり、IT関連銘柄の下落、金融市場の混乱、景気動向の不透明感から、円安進行による円建での価格上昇にも拘わらず、高級ブランド品の価格が大幅に下落しており、古物市場での流動性が落ち、価格相場の混乱を招いています。一方

で、一昨年10月11日より渡航制限が撤廃され、更に昨年8月10日より中国人団体旅行が解禁になった事に伴い更なるインバウンド復活が見込まれ、訪日外国人の拡大や国内コロナ施策の5類への移行による買取・販売の増加がまもなく起きる事も期待されます。かかる状況下、大黒屋では、CtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する際に、相場変動への適時対応やシステム内に構築された価格データを駆使して一般顧客より高く買取り、他の顧客に安く販売するというビジネスモデルを展開しております。特にバッグにおいては在庫回転期間が30日以内で推移しています。かかる状況を踏まえ、引き続き、相場の状況を注視しながら余剰在庫を削減し、適正価格による在庫の確保を進めて参ります。

④ 電機事業の事業構造改革の実施

電機事業については、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の通減を進め、結果として利益率が向上して参りました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施して参ります。

⑤ キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減等により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを減減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めて参ります。

⑥ 異業種との業務提携

大黒屋が昭和22年の創業以来77年で培った正確な真贋鑑定能力、過去の知見に起因するデータの蓄積及びそのDX化の結果として、当社グループが構築した真贋鑑定システム、買取システム、Dynamic Pricing システム及びキュレーションシステム等の展開を更に推し進め当社グループと異業種との業務提携等を含め国内外のプラットフォーマーやブランド品関連企業へ提供していきます。その第1弾として大黒屋では一昨年4月20日に株式会社JTBと業務提携を開始し、更にその第2弾を昨年3月13日より5月31日迄展開して参りました。

また、大黒屋の店舗施策においては昨年3月に吉祥寺パルコ店に買取専門店を出店しており同年11月には増床し販売も開始すると共に、昨年9月には静岡市葵区に静岡パルコ店を出店、本年1月には仙台市青葉区に仙台パルコ店を出店しており、同社とは新たな店舗開設を推進する予定です。異業種と新たな店舗展開を取り組む事で持続可能な地域・社会づくりに貢献するビジョンの実現に向け経営基盤の強化を図って参ります。

更に大黒屋では、LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」という。）との間で業務提携（以下「本業務提携」という。）を行いその共同施策とし

て、「LINE」上で中古ブランド品を買取り、「おてがるブランド買取」の名称で「Yahoo!オークション」に出品し、落札結果に応じてお客様に還元する新サービスの概念実証の取組みを開始するため、昨年11月30日付で本業務提携に係る業務提携契約の締結しております。本業務提携により、LINE ヤフー及びその子会社が持つ国内最大規模のネットワーク顧客基盤を提供する一方で、大黒屋はこれまで培ってきた中古ブランド品買取販売のノウハウ、AI 技術に基づく画像鑑定技術、ダイナミックプライシングのノウハウ、AI 技術による機械学習を活用した自然言語処理に基づくチャットボット、並びに、AI 技術に基づく e-commerce のグローバルなデータベース及び在庫連動システムなどを活用し、大黒屋と LINE ヤフーの両者が持つリソースの相互作用により、LINE ヤフーの最大手ネットオークションである「Yahoo!オークション」における中古ブランド品の買取・販売の強化を期待することができ、大黒屋及び LINE ヤフーそれぞれにおいて流通取引総額（GMV）が大きく増大することが期待できるものと考えております。

このような、チャットボットの開発により、オンライン査定が簡易化された事で、他業種の実店舗との提携を図る事により、SDGs を推し進め、業界を超えて推進できるものと考えます。

(5) 主要な事業内容（令和6年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結対象会社10社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。

なお、英国のSFLグループにつきましては、令和元年9月17日に事業を撤退する方針を決定し、同9月30日には質債権を同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡するなど、事業撤退を進めております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売をしております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

(6) 主要な事業所及び工場 (令和6年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場 (栃木県小山市)

② 主要な子会社の事業所

株式会社エスピーオー	本社 (東京都港区)
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社 (東京都港区)
大黒屋グローバルホールディング株式会社	本社 (東京都港区)
株式会社大黒屋	本社 (東京都港区)、国内支店26店
AU 79 LIMITED	本社 (英国レスター)
AG 47 LIMITED	本社 (英国レスター)
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	本社 (英国レスター)
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	本社 (英国レスター)
ラックスワイズ株式会社	本社 (東京都港区)
上海黛庫商業有限公司	本社 (中国上海)

(7) 従業員の状況 (令和6年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
149名 (46名)	△13名(23名)

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
13名 (4名)	0名 (△2名)	57.7歳	26.4年

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (令和6年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社東京スター銀行	1,745百万円
株式会社りそな銀行	2,045百万円
株式会社ハナ銀行	99百万円

- (注) 1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,600百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社ハナ銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,590百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (令和6年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 312,000,000株
- ② 発行済株式の総数 120,213,866株 (自己株式12,353株を含む)
- ③ 株主数 25,661名
- ④ 大株主 (上位10名の株主)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
小川 浩平	14,228	11.84
東京短資株式会社	3,000	2.50
野村證券株式会社	1,378	1.15
株式会社SBI証券	1,253	1.04
魚津海陸運輸倉庫株式会社	1,136	0.95
田村 都志雄	652	0.54
新井 清久男	633	0.53
株式会社北海道カイリック	630	0.52
高橋 幹治	535	0.45
古賀 裕己	513	0.42

(注) 持株比率は、自己株式(12,353株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権
発行決議日		平成28年3月8日
新株予約権の数(個)		2,876個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 287,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 8,549円 当該金額払込みに代えて報酬債権と相殺する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成28年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数 2,673個 目的となる株式数 267,300株 保有者数 4名
	監査役	新株予約権の数 203個 目的となる株式数 20,300株 保有者数 3名

		第19回新株予約権	
発行決議日		令和5年6月13日	
新株予約権の数（個）		115,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,500,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 16円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり54円	
新株予約権の行使期間		令和6年5月15日から令和11年6月30日とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、大黒屋の令和6年3月期以降、令和11年3月期までのいずれかの事業年度におけるEBITDAが1,136百万円以上となった場合のみ割り当てた本新株予約権を行使することができる。	
役員 の 保有状況	取締役	新株予約権の数	115,000株
		目的となる株式数	11,500,000株
		保有者数	3名
	監査役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

	第20回新株予約権
発行決議日	令和5年11月30日
新株予約権の数（個）	444,445個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式44,444,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり52円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり14円
新株予約権の行使期間	自 令和5年12月22日 至 令和7年12月19日
新株予約権の行使の条件	(イ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。 (ロ) 本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	小川 浩平 小高 功嗣

	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行決議日	令和5年11月30日
新株予約権の行使期間	自 令和5年12月22日 至 令和7年12月19日
割当日	令和5年12月21日
新株予約権の数（個）	40個
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	総額100,000,000円 各本社債の金額100円につき100円とするが本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
当該発行による潜在株式数	1,923,040株
調達資金の額	100,000,000円
転換価額	52円
割当先	小川 浩平

(3) 会社役員に関する事項（令和6年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川浩平	大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED デイレクター 上海黛庫商業有限公司董事長
取締役	辛羅林	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	鞍掛法道	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	伴野健二	—
取締役	中岡邦憲	株式会社スマートコミュニティ取締役
監査役（常勤）	永井卓	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役 株式会社大黒屋監査役
監査役	栃木敏明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー 株式会社ヨコオ 社外監査役
監査役	粕井滋	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 伴野健二氏及び中岡邦憲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 栃木敏明氏及び粕井滋氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 伴野健二氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 中岡邦憲氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。
7. 大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及び上海黛庫商業有限公司は当社連結子会社であります。

②取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬等については、平成9年6月27日開催の第88期定時株主総

会において、その限度額を各事業年度における取締役全員の報酬につき総額で月額5千万円以内と決議しております。

取締役個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、在任期間、担当職務、専門性及び実績等を踏まえ作成した原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、取締役会の決議によりその分配を代表取締役に一任して決定する方針としています。

イ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等）は無く、算定方法の決定に関する方針については、定めておりません。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬等）については、平成27年6月26日開催の第106期定時株主総会において、取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度における取締役全員につき総額で月額5千万円の範囲内と決議しております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、中長期の視点で在任期間や中長期の担当職務貢献度等を総合的に勘案して一定の裁量により決定する方針としております。

エ. 報酬等の割合に関する方針

上記アの報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針については、特段定めておりません。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記アの報酬等の額：毎月の支払

非金銭報酬等の額：任意の時期

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

代表取締役社長 小川 浩平

ii. iの者に委任する権限の内容

取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額案にもとづき、具体的な個々の報酬額を決定

iii. iの者に委任する理由

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断した為であります。

iv. iの者により iiの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

定めておりません。

キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カに掲げる事項を除く。）

該当事項はありません。

ク. 上記アからキまでに掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2)当該事業年度にかかる報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	支給人員	当期の報酬総額	当期の基本報酬	当期の退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	52,661 (3,900)	48,600 (3,600)	4,061 (300)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,402 (5,201)	9,600 (4,800)	802 (401)
計 (うち社外役員)	7名 (4名)	63,063 (9,101)	58,200 (8,400)	4,863 (701)

(注) 1. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円以内(平成9年6月27日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名であります。また、別枠でストック・オプション報酬額として年額50,000千円以内(平成27年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名であります。

4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額2,000千円以内(平成元年8月30日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は5名であります。また、別枠でストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内(平成27年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

③ 社外役員に関する事項

取締役 伴野 健二

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・ 取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

・ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。

・ 同氏の意見により変更された事業方針

特にございませぬ。

取締役 中岡 邦憲

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、株式会社スマートコミュニティの取締役であります。

なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・ 取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

監査役 栃木 敏明

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。また、株式会社ヨコオの社外監査役であります。同社と当社との間には、特別の関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は83%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法律的観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

監査役 粕井 滋

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、大黒屋グローバルホールディング株式会社の監査役であります。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

なお、当事業年度開催の取締役会11回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が30回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行をしない取締役 辛羅林氏、伴野健二氏、中岡邦憲氏及び監査役 永井卓氏、栃木敏明氏、粕井滋氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,450千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,359千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社 (SPEEDLOAN FINANCE LIMITED) については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。

当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。

当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することとしている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
- イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等
- 当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。
- 再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。
- 当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、四半期毎の業績の報告を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議いたしました。また、当社の取締役3名は、当社子会社の取締役を兼任しており、適宜子会社における取締役会に出席し、情報の共有を図り、グループ全体の経営課題の把握とその対応に取り組みました。

② 常勤監査役は、取締役会に出席し、業務及び財産の状況並びに取締役の業務執行の適法性の確認、法令定款等の遵守について監査を行い、監査役会にて情報を共有いたしました。また、会計監査人等と情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討しております。

③ 財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。

④ 反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1.現金及び預金	948,341	1.支払手形及び買掛金	66,768
2.受取手形	59,595	2.短期借入金	3,890,000
3.売掛金	385,216	3.1年内返済予定の長期借入金	150,000
4.営業貸付金	2,108,197	4.未払法人税等	14,837
5.商品及び製品	1,314,715	5.契約負債	33,441
6.仕掛品	22,009	6.その他	662,672
7.原材料及び貯蔵品	48,757	7.事業整理損失引当金	25,210
8.その他	279,616		
9.貸倒引当金	△1,204	流動負債合計	4,842,931
流動資産合計	5,165,245	II 固定負債	
II 固定資産		1.長期借入金	850,000
1.有形固定資産		2.新株予約権付社債	100,000
(1)建物及び構築物	711,201	3.役員退職慰労引当金	13,380
減価償却累計額	△526,802	4.資産除去債務	16,000
建物及び構築物(純額)	184,398	5.その他	60,418
(2)機械装置及び運搬具	129,483	固定負債合計	1,039,798
減価償却累計額	△129,483	負債合計	5,882,730
機械装置及び運搬具(純額)	0	(純資産の部)	
(3)工具、器具及び備品	697,573	I 株主資本	
減価償却累計額	△674,327	1.資本金	3,039,646
工具、器具及び備品(純額)	23,245	2.資本剰余金	1,087,833
(4)土地	41,446	3.利益剰余金	△3,073,912
有形固定資産合計	249,090	4.自己株式	△2,207
2.無形固定資産		株主資本合計	1,051,360
(1)のれん	322,582	II その他の包括利益累計額	
(2)その他	4,368	1.その他有価証券評価差額金	17,793
無形固定資産合計	326,951	2.為替換算調整勘定	△1,071,718
3.投資その他の資産		その他の包括利益累計額合計	△1,053,924
(1)投資有価証券	61,455	III 新株予約権	32,196
(2)退職給付に係る資産	29,616	IV 非支配株主持分	605,893
(3)差入保証金	606,982	純資産合計	635,525
(4)繰延税金資産	76,702	負債純資産合計	6,518,255
(5)その他	4,852		
(6)貸倒引当金	△2,640		
投資その他の資産合計	776,968		
固定資産合計	1,353,010		
資産合計	6,518,255		

連結損益計算書

(令和5年4月1日から)
(令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		10,967,199
II 売上原価		7,693,854
売上総利益		3,273,345
III 販売費及び一般管理費		3,417,115
営業損失		143,770
IV 営業外収益		
1. 受取利息	810	
2. 受取配当金	1,293	
3. 受取手数料	723	
4. 為替差益	25,652	
5. その他	2,367	30,847
V 営業外費用		
1. 支払利息	124,226	
2. 支払手数料	208,709	
3. その他	470	333,406
経常損失		446,328
VI 特別損失		
1. 減損損失	13,233	
2. 固定資産除却損	6,837	
3. 事業整理損	12,042	
4. 資産除去債務履行差額	12,557	
5. 解体工事費	6,460	
6. 加算税等	55,312	106,443
税金等調整前当期純損失		552,772
法人税、住民税及び事業税	40,576	
法人税等還付税額	△48,839	
法人税等調整額	△6,966	△15,229
当期純損失		537,543
非支配株主に帰属する当期純利益		2,113
親会社株主に帰属する当期純損失		539,656

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月24日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	和輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第115期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 ㊟

監査役 栃木 敏明 ㊟

監査役 粕井 滋 ㊟

(注) 監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	41,642	1. 支払手形	51,388
2. 受取手形	59,595	2. 買掛金	11,303
3. 売掛金	56,825	3. 関係会社短期借入金	5,487,030
4. 商品及び製品	25,560	4. 未払金	28,348
5. 仕掛品	22,009	5. 未払費用	1,914,185
6. 原材料及び貯蔵品	39,309	6. 未払法人税等	3,229
7. 前払費用	2,851	7. 預り金	2,059
8. 関係会社短期貸付金	1,066,200	8. 関係会社預り金	1,146,000
9. その他	13,273	流動負債合計	8,643,547
流動資産合計	1,327,268	II 固定負債	
II 固定資産		1. 資産除去債務	16,000
1. 有形固定資産		2. 繰延税金負債	538
(1) 建物	65,627	3. 新株予約権付社債	100,000
減価償却累計額	△65,627	4. 役員退職慰労引当金	13,380
建物(純額)	0	5. その他	58,716
(2) 機械及び装置	96,809	固定負債合計	188,635
減価償却累計額	△96,809	負債合計	8,832,182
機械及び装置(純額)	-		
(3) 車両運搬具	24,347	(純資産の部)	
減価償却累計額	△24,347	I 株主資本	
車両運搬具(純額)	0	1. 資本金	3,039,646
(4) 工具、器具及び備品	170,113	2. 資本剰余金	
減価償却累計額	△170,113	(1) 資本準備金	1,405,028
工具、器具及び備品(純額)	0	(2) その他資本剰余金	517,759
有形固定資産合計	0	資本剰余金合計	1,922,787
2. 投資その他の資産		3. 利益剰余金	
(1) 投資有価証券	100	(1) その他利益剰余金	
(2) 関係会社株式	7,303,739	繰越利益剰余金	△4,958,977
(3) 前払年金費用	1,757	利益剰余金合計	△4,958,977
(4) 破産更生その他債権	323,396	4. 自己株式	△2,207
(5) 貸倒引当金(固定)	△92,742	株主資本合計	1,250
(6) その他	2,109	II 新株予約権	32,196
投資その他の資産合計	7,538,361	純資産合計	33,446
固定資産合計	7,538,361	負債・純資産合計	8,865,629
資産合計	8,865,629		

損 益 計 算 書

(令和5年4月1日から)
(令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		295,231
II 売 上 原 価		185,680
売 上 総 利 益		109,550
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		395,228
営 業 損 失		△285,677
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	795	
2. 受 取 家 賃	315	
3. 受 取 業 務 委 託 料	960	
4. 経 営 指 導 料	5,400	
5. そ の 他	13	7,484
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	275,798	
2. そ の 他	7,930	283,729
経 常 損 失		△561,922
VI 特 別 損 失		
1. 減 損 損 失	13,233	
2. 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	770	14,003
税 引 前 当 期 純 損 失		△575,926
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,019
法 人 税 等 調 整 額		△1,172
当 期 純 損 失		△576,773

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月24日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	永井卓	㊞
監査役	栃木敏明	㊞
監査役	粕井滋	㊞

(注) 監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	オガワ コウヘイ 小川 浩平 (昭和31年9月14日生)	昭和54年3月 慶応大学経済学部卒業 昭和54年4月 (株)トーメン入社 昭和62年6月 コロンビア大学経営大学院修士課程修了 昭和62年9月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー入社 平成6年11月 ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル・リミテッド入社 平成6年12月 同社代表取締役 平成9年5月 当社顧問 平成9年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成21年12月 (株)ディーワンダーランド（現大黒屋グローバルホールディング(株)）取締役 平成22年12月 (株)ディーワンダーランド（現大黒屋グローバルホールディング(株)）代表取締役社長（現任） 平成24年8月 (株)大黒屋代表取締役社長（現任） 平成27年10月 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター（現任） 令和3年3月 上海黛庫商業有限公司董事長（現任）	14,228千株

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	シンローリン 辛 羅 林 (Xin-Luo-Lin) オーストラリア国籍 (昭和24年8月21日生)	<p>昭和55年 北京大学大学院卒業</p> <p>昭和55年 オーストラリア国立大学特別 研究員早稲田大学客員研究員 カナダブリティッシュコロン ビア大学名誉研究員</p> <p>昭和60年 Potter Warburgシニアファ イナンスアドバイザー</p> <p>平成3年 ヤオハンインターナショナル 会長アドバイザー及び副会長</p> <p>平成4年 三井物産グループ特別顧問</p> <p>平成5年 オーストラリア Hambros アジアンキャピタルホールデ ィングスLTD名誉会長（現 任） Oriental Technologies Investment Ltd.取締役 （オーストラリア証券取引所 上場） Sinolink Worldwide Holdings Ltd.取締役（現 任）（香港証券取引所上場） Enerchina Holdings Ltd.取 締役（香港証券取引所上場） オーストラリア ニューサウ スウェールズ州治安判事（現 任）</p> <p>平成16年6月 当社取締役（就任）</p> <p>平成18年6月 当社取締役（退任）</p> <p>平成19年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成22年12月 (株)ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールディ ィング(株)）取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 (株)大黒屋取締役（現任）</p> <p>令和5年 Beijing Sports and Entertainment Industry Group Ltd 取締役（香港證 券取引所上場）（現任）</p> <p>令和5年 Central China Real Estate Ltd 取締役（香港証券取引所 上場）（現任）</p>	0株

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	クラカケノリミチ 鞍掛法道 (昭和24年4月19日生)	昭和48年3月 東京都立大学経済学部卒業 昭和48年4月 (株)日本不動産銀行入行(現(株)あおぞら銀行) 平成12年6月 同行執行役員兼投資銀行部長 平成14年4月 同行常務執行役員審査部・調査部管掌 平成16年4月 同行常務執行役員本店営業本部長 平成17年9月 森ビル(株)都市開発本部不動産投資顧問室長 平成19年7月 (株)SMGパートナーズ取締役会長 平成20年11月 東京債権回収(株)代表取締役社長 平成22年10月 (株)gumi監査役 平成23年11月 同社取締役 平成24年8月 (株)大黒屋取締役(現任) 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株))取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	0株
4	トモノケンジ 伴野健二 (昭和19年7月9日生)	昭和42年3月 慶応義塾大学経済学部卒業 昭和42年4月 山一証券(株)入社 平成6年6月 同社取締役ヨーロッパ本部長(ロンドン駐在) 平成8年6月 同社常務取締役資本市場本部長 平成12年1月 (株)トランサーチインターナショナル入社 取締役副社長 平成21年7月 同社顧問 平成23年6月 当社監査役 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株))監査役 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ナオカクニアキ 中岡邦憲 (昭和32年3月19日生)	昭和55年3月 慶應義塾大学商学部卒業 昭和55年4月 (株)四国銀行入行 平成9年9月 (株)エスシステム入社 平成12年11月 (株)パネット 代表取締役 平成13年5月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング株) 社外監査役 平成13年6月 (株)スクウェア 社外監査役 平成17年8月 (株)スマートコミュニティ 取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 伴野健二氏、中岡邦憲氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者である小川浩平氏が代表取締役社長を務める大黒屋グローバルホールディング株式会社及び株式会社大黒屋と金銭消費貸借契約を締結しております。鞍掛法道氏は、当社と業務委託契約を締結しております。その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は伴野健二氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。伴野健二氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
4. 当社は中岡邦憲氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。中岡邦憲氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
5. 当社は業務執行しない取締役である辛羅林氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。辛羅林氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
6. 伴野健二氏、中岡邦憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 社外取締役選任理由及び期待される役割の概要
- (1) 伴野健二氏を社外取締役候補者としたのは、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
- (2) 中岡邦憲氏を社外取締役候補者としたのは、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
8. 役員等賠償責任保険
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新する予定であります。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります

9. 「所有する当社株式の数」については、令和6年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
10. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結時まで）

伴野健二氏	9年
中岡邦憲氏	8年

以 上

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使について】

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。ご利用に際しましては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

- (1) パソコンをご利用の方 上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) パソコンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (5) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (6) 携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承下さい。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。

3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管下さい。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。

4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問合せください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

株主総会会場のご案内図

会 場：東京都港区港南1-6-31

品川東急ビル 8F

AP品川 Aルーム

お問い合わせ先 03-3472-3109

最寄り駅：JR線・京浜急行線 品川駅港南口 徒歩6分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

